

各 都道府県知事・市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の  
一部改正について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業等の運営に当たって必要な基本的事項については、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「課長通知」という。）により、それぞれ手引きとして策定しているところである。

今般、就労支援の事業間連携を促進する観点から、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業及び認定就労訓練事業による就労支援について、これらの円滑な実施の推進を目的として、手引きの記載内容を集約化・適正化することとし、課長通知を別紙 1 のとおり改正するとともに、下記のとおり、課長通知別添 3 「就労準備支援事業の手引き」を「就労支援の手引き（自立相談支援事業・就労準備支援事業・認定就労訓練事業による就労支援）」として全部改正するなどの改正を行い、本日から適用することとした。加えて、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の見直しに伴い、課長通知別添 2 「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」について所要の改正を行い、令和 8 年 7 月 1 日から適用することとしたので、これらの改正内容について通知する。

については、改正内容について御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

- 1 課長通知別添 1 自立相談支援事業の手引きの一部改正（詳細は別紙 2 のとおり）  
（主な改正の内容）
  - ・「第 3 章 生活困窮者への就労支援」を削除し、課長通知別添 3 に就労支援として集約化等

- 2 課長通知別添2 住居確保給付金の支給に係る事務の手引きの一部改正（詳細は別紙3のとおり）  
（主な改正の内容）
  - ・収入基準額における基準額計算例の改正  
（1人世帯1級地の例 84,000円 → 92,000円等）
- 3 課長通知別添3 就労準備支援事業の手引きの全部改正（詳細は別紙4のとおり）  
（主な改正の内容）
  - ・自立相談支援事業・就労準備支援事業・認定就労訓練事業による就労支援を集約し、「就労支援の手引き（自立相談支援事業・就労準備支援事業・認定就労訓練事業による就労支援）」に全部改正
- 4 課長通知別添4 居住支援事業の手引きの一部改正（詳細は別紙5のとおり）
- 5 課長通知別添5 家計改善支援事業の手引きの一部改正（詳細は別紙6のとおり）